

# 令和6年度 茨城県一般会計予算

令和6年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,251,190,267千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第18款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		418,023,167 <small>千円</small>
	1 県 民 税	121,557,103
	2 事 業 税	105,674,854
	3 地 方 消 費 税	91,199,769
	4 不 動 産 取 得 税	7,103,264
	5 県 た ば こ 税	3,732,474
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,603,010
	7 軽 油 引 取 税	32,355,019
	8 自 動 車 税	52,479,731
	9 鉱 区 税	3,586
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,283,686
	11 狩 猟 税	30,671
2 地 方 消 費 税 清 算 金		140,423,272
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	140,423,272
3 地 方 譲 与 税		56,922,826
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	52,699,230
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,492,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	100,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	537,964
	5 森 林 環 境 譲 与 税	92,632
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000

4 地方特例交付金		10,180,000
	1 地方特例交付金	10,180,000
5 地方交付税		196,974,000
	1 地方交付税	196,974,000
6 交通安全対策特別交付金		705,000
	1 交通安全対策特別交付金	705,000
7 分担金及び負担金		8,175,391
	1 分担金	679,249
	2 負担金	7,496,142
8 使用料及び手数料		15,915,036
	1 使用料	11,392,994
	2 手数料	740,588
	3 証紙収入	3,781,454
9 国庫支出金		129,837,901
	1 国庫負担金	51,712,839
	2 国庫補助金	76,188,818
	3 委託金	1,936,244
10 財産収入		1,524,042
	1 財産運用収入	852,769
	2 財産売却収入	671,273
11 寄附金		130,818
	1 寄附金	130,818
12 繰入金		45,824,520
	1 特別会計繰入金	748,451
	2 基金繰入金	45,076,069

13 繰越金		5,000,000
	1 繰越金	5,000,000
14 諸収入		138,885,494
	1 延滞金、加算金及び過料	462,771
	2 県預金利子	781
	3 公営企業貸付金元利収入	3,854
	4 貸付金元利収入	121,197,129
	5 受託事業収入	4,119,139
	6 収益事業収入	7,969,712
	7 雑収入	5,132,108
15 県債		82,668,800
	1 県債	82,668,800
歳入合計		1,251,190,267

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,688,202
	1 議 会 費	1,688,202
2 総 務 費		36,512,225
	1 総 務 管 理 費	21,623,494
	2 徴 税 費	12,471,166
	3 市 町 村 振 興 費	1,786,870
	4 選 挙 費	17,842
	5 人 事 委 員 会 費	144,469
	6 監 査 委 員 費	168,384
	7 諸 費	300,000
3 企 画 開 発 費		14,349,520
	1 企 画 費	8,208,712
	2 開 発 費	5,513,338
	3 統 計 調 査 費	627,470
4 生 活 環 境 費		11,567,672
	1 生 活 文 化 費	1,930,726
	2 環 境 保 全 費	9,636,946
5 防 災 ・ 危 機 管 理 費		4,740,910
	1 防 災 費	4,707,660
	2 災 害 救 助 費	33,250
6 保 健 医 療 費		137,574,677
	1 保 健 医 療 費	108,694,502
	2 保 健 所 費	2,598,957

	3 医 藥 費	11,752,361
	4 環 境 衛 生 費	1,318,521
	5 公 衆 衛 生 費	13,210,336
7 福 祉 費		92,710,006
	1 福 祉 政 策 費	2,873,848
	2 生 活 保 護 費	5,022,990
	3 障 害 福 祉 費	40,280,912
	4 長 寿 福 祉 費	3,673,448
	5 児 童 福 祉 費	40,858,808
8 勞 働 費		3,681,673
	1 勞 働 政 策 費	638,792
	2 産 業 人 材 育 成 費	2,911,810
	3 勞 働 委 員 会 費	131,071
9 農 林 水 産 業 費		42,100,775
	1 農 業 費	11,547,511
	2 畜 産 業 費	2,672,321
	3 林 業 費	6,844,228
	4 水 産 業 費	4,485,291
	5 農 地 費	16,551,424
10 営 業 戦 略 費		6,502,834
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	1,000,610
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	3,764,803
	3 国 際 ビ ジ ネ ス 推 進 費	1,737,421
11 立 地 推 進 費		18,060,836
	1 立 地 推 進 費	18,060,836

12 商 工 費		117,813,618
	1 產 業 政 策 費	112,501,279
	2 技 術 振 興 費	2,366,732
	3 中 小 企 業 費	2,945,607
13 土 木 費		98,954,561
	1 土 木 管 理 費	3,676,615
	2 道 路 橋 梁 費	59,935,467
	3 河 川 海 岸 費	20,095,150
	4 港 灣 費	5,833,352
	5 都 市 計 画 費	5,023,113
	6 住 宅 費	4,390,864
14 警 察 費		64,542,305
	1 警 察 管 理 費	58,252,765
	2 警 察 活 動 費	6,289,540
15 教 育 費		275,212,002
	1 教 育 總 務 費	58,121,120
	2 小 学 校 費	81,435,553
	3 中 学 校 費	46,032,525
	4 高 等 学 校 費	56,690,262
	5 特 別 支 援 学 校 費	26,897,124
	6 社 会 教 育 費	3,838,205
	7 保 健 体 育 費	2,197,213
16 災 害 復 旧 費		808,096
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	158,214
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882

17 公 債 費		148,158,461
	1 公 債 費	148,158,461
18 諸 支 出 金		175,211,894
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,822,107
	2 利子割交付金	170,420
	3 地方消費税清算金	87,988,397
	4 地方消費税交付金	71,233,218
	5 配当割交付金	2,127,811
	6 株式等譲渡所得割交付金	2,498,226
	7 環境性能割交付金	1,439,552
	8 法人事業税交付金	7,867,582
	9 公営企業貸付金	64,581
19 予 備 費		1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000
歳 出 合 計		1,251,190,267



第2表 債務負担行為  
(新規分)

事項	事業内容	期間	限度額
地方債証券 共同発行連帯債務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和6年度 至 令和16年度	元金1,180,000,000千円及びこれに対する利子相当額
環境保全施設 資金利子補給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和13年度	融資総額1億5,323万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環境保全施設整備 資金利子補給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和26年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
地方道路整備 工事請負契約	主要地方道日立常陸太田線、日立市大久保町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	4,200,000千円
地方道路整備 工事請負契約	主要地方道日立常陸太田線、日立市大久保町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	500,000千円
土浦保健所他 改築工事請負契約	土浦保健所他改築工事に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	822,424千円
がん先進医療費 利子補給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和13年度	融資総額900万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地域医療医師修学 資金貸与契約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和7年度 至 令和11年度	927,000千円

医師教育資金 利子補給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和13年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医師海外派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	18,000千円
循環器内科医海外 研修事業費補助	茨城県循環器内科医海外研修費補助金制度に基づき、常陸大宮済生会病院循環器内科で勤務する医師が海外研修を行う場合に、研修費用を助成する。	自 令和7年度 至 令和11年度	43,200千円
地域医療薬剤師修学 資金貸与契約	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和7年度 至 令和12年度	14,400千円
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	38,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	47,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	39,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	1,017,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和18年度	71,000千円

再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	44,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	2,100千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	56,000千円
失業者等生活資金 融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和12年度	1,250千円
離職者等再就職訓練 業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	16,082千円
離職者等再就職訓練 業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	3,300千円
情報テクノロジー大学校(仮称) 新棟建設工事 請負契約	情報テクノロジー大学校(仮称)の新棟建設に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	1,502,918千円
野菜価格安定対策 事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和6年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和6年度 至 令和7年度	257,701千円
農業近代化資金 利子補給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和26年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額

農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和21年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給 (現年災分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和6年度において3億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和7年度 至 令和18年度	融資総額3億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償 (現年災分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和9年度以降	120,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和26年度	31,250千円
農業総合センター 生物工学研究所 受変電設備更新工事 請負契約	農業総合センター生物工学研究所に設置している受変電設備の更新に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	133,950千円
漁業近代化資金等利子補給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和29年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和9年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
農村地域防災減災事業工事請負契約	山川沼2期地区の機械設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	120,000千円
県営かんがい排水事業工事請負契約	上備前川排水機場地区の排水ポンプ設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	380,000千円

県営かんがい排水事業工事請負契約	長井戸沼湛水防除機場2期地区の除塵機設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	340,000千円
地方道路整備費用負担契約	主要地方道常陸那珂港山方線、那珂郡東海村船場地区内の船場こ線橋（仮称）の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和9年度	1,850,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道245号、日立市水木町地区内の外3箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	1,700,000千円
地方道路整備費用負担契約	一般国道355号、笠間市大田地区内の諏訪跨線橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和9年度	1,100,000千円
地方道路整備費用負担契約	主要地方道那珂湊那珂線、ひたちなか市武田地区内の武田橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	500,000千円
地方道路整備費用負担契約	一般県道八代庄兵衛新田線、龍ヶ崎市庄兵衛新田地区内の竜ヶ崎大橋の橋梁耐震に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和10年度	1,400,000千円
地方道路整備費用負担契約	主要地方道竜ヶ崎潮来線、龍ヶ崎市小通幸谷地区内の源橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	300,000千円
国補河川改修工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地区外5箇所の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	700,000千円
県営住宅建設工事請負契約	桜川西アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	398,400千円
県立学校校舎賃貸借契約	県立伊奈特別支援学校外2校の増築校舎に係る賃貸借契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和17年度	2,627,000千円
自然博物館展覧会開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	4,233千円
近代美術館展覧会開催業務委託契約	近代美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	2,200千円

陶芸美術館展覧会 開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	1,540千円
教員選考試験問題 作成等業務委託契約	令和7年度に実施する茨城県公立学校教員選考試験の問題作成等業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	8,767千円
古河警察署建設 工事請負契約	古河警察署の建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	3,745,046千円
放置車両確認等 事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	35,485千円
次期財務会計システム 構築業務委託契約	次期財務会計システム構築業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	193,600千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	313,600	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	363,500			
土地改良事業	2,726,000			
河川事業	12,643,300			
海岸整備事業	209,400			
砂防事業	73,500			
急傾斜地崩壊対策事業	142,000			
港湾整備事業	1,981,300			
道路橋梁整備事業	23,471,600			
街路事業	427,100			
空港整備事業	12,600			
放課後児童クラブ整備事業	114,100			
産業技術専門学院整備事業	20,500			
いばらき就職支援センター整備事業	11,400			
茨城県職業人材育成センター整備事業	70,800			
体育施設整備事業	172,500			
公営住宅建設事業	916,700			
過年補助災害復旧事業	16,800			
現年補助災害復旧事業	176,200			
過年直轄災害復旧事業	81,000			
現年直轄災害復旧事業	29,800			
単独災害復旧事業	173,300			
保護施設整備事業	35,600			
児童福祉施設整備事業	210,800			

老人福祉施設整備事業	473,400			
障害福祉施設整備事業	6,370,000			
総合福祉会館整備事業	136,000			
県庁舎等整備事業	104,300			
大気汚染監視機器整備事業	11,800			
交通安全施設整備事業	1,121,200			
警察施設整備事業	1,657,400			
公園事業	541,400			
高校整備事業	3,818,100			
文化施設整備事業	316,600			
社会教育施設整備事業	86,900			
特別支援学校整備事業	1,305,100			
空港周辺整備事業	39,600			
地域鉄道設備等整備事業	93,000			
災害救助対策事業	3,600			
消防施設整備事業	233,900			
県立医療大学設備整備事業	300,200			
農業大学校施設整備事業	30,600			
農業総合センター施設整備事業	74,200			
原種苗センター整備事業	29,700			
情報テクノロジー大学校(仮称)整備事業	684,200			
県民文化センター施設整備事業	164,000			
霞ヶ浦環境科学センター整備事業	26,600			
園芸リサイクルセンター整備事業	42,300			
畜産センター施設整備事業	27,600			
家畜保健衛生所施設整備事業	40,800			
保健所施設整備事業	412,000			



いばらき予防医学プラザ 整備事業	107,800					
公共処分場整備事業	1,969,600					
地域活性化事業	241,800					
防災対策事業	551,000					
合併特例事業	1,157,600					
地方道路等整備事業	4,938,200					
緊急防災・減災事業	568,500					
上水道事業出資金	2,489,000				40年以内 (据置期間を含む。)	
臨時財政対策債	7,100,000				}	30年以内 (据置期間を含む。)
退職手当債	1,000,000					
災害援護資金貸付金	7,400	普通貸借	無利子	12年以内 (据置期間を含む。)		
合計	82,668,800					

## 令和6年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和6年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,248,172千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		20,248,172 <sup>千円</sup>
	1 競 輪 事 業 収 入	19,509,346
	2 繰 入 金	178,131
	3 繰 越 金	560,695
歳 入 合 計		20,248,172

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		20,248,172 <sup>千円</sup>
	1 競 輪 事 業 費	19,583,060
	2 積 立 金	42
	3 繰 出 金	200,000
	4 予 備 費	465,070
歳 出 合 計		20,248,172

## 令和6年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和6年度公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,034,422千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	千円 120,314,500	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
計	120,314,500			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		187,034,422 <sup>千円</sup>
	1 財 産 収 入	190,383
	2 繰 入 金	66,529,539
	3 県 債	120,314,500
歳 入 合 計		187,034,422

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		187,034,422 <sup>千円</sup>
	1 公 債 費	187,034,422
歳 出 合 計		187,034,422

## 令和6年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和6年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ868,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		868,000 <sup>千円</sup>
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	867,999
歳 入 合 計		868,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 支 出		868,000 <sup>千円</sup>
	1 市 町 村 振 興 資 金 支 出	600,000
	2 繰 出 金	267,000
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		868,000

## 令和6年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和6年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,451,981千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 収 入		2,451,981 <sup>千円</sup>
	1 事 業 収 入	908,261
	2 財 産 収 入	891,613
	3 繰 越 金	255,106
	4 諸 収 入	395,796
	5 使 用 料	1,205
歳 入 合 計		2,451,981

歳 出

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 費		2,451,981 <sup>千円</sup>
	1 鹿 島 開 発 事 業 費	1,735,405
	2 公 債 費	706,576
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		2,451,981

## 令和6年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計予算

令和6年度茨城県立医療大学附属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,281,755千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学附属病院整備事業	千円 39,800	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	39,800			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 収 入		3,281,755 <sup>千円</sup>
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,836,934
	2 財 産 収 入	1,294
	3 繰 入 金	1,358,097
	4 繰 越 金	30,000
	5 諸 収 入	15,630
	6 県 債	39,800
歳 入 合 計		3,281,755

歳 出

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 学 費		3,281,755 <sup>千円</sup>
	1 病 院 運 営 費	2,734,956
	2 研 究 研 修 費	22,212
	3 公 債 費	522,087
	4 予 備 費	2,500
歳 出 合 計		3,281,755

## 令和6年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和6年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ245,452,715千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		245,452,715 <sup>千円</sup>
	1 負担金	79,997,713
	2 国庫支出金	67,631,717
	3 財産収入	32
	4 繰入金	15,550,543
	5 繰越金	4,469,194
	6 諸収入	77,803,516
歳入合計		245,452,715

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		245,452,715 <sup>千円</sup>
	1 国民健康保険費	244,279,194
	2 積立金	1,173,421
	3 予備費	100
歳出合計		245,452,715

## 令和6年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360,264千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入		360,264 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	619
	2 貸付返納金	109,735
	3 繰越金	249,833
	4 諸収入	77
歳入合計		360,264

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出		360,264 <sup>千円</sup>
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	168,897
	2 予備費	191,367
歳出合計		360,264

## 令和6年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和6年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,194,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		1,194,111 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	19,663
	2 繰 越 金	5,319
	3 諸 収 入	1,169,129
歳 入 合 計		1,194,111

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		1,194,111 <sup>千円</sup>
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	1,190,511
	2 予 備 費	3,600
歳 出 合 計		1,194,111

## 令和6年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和6年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,853千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		19,853 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	4,375
	2 繰 越 金	208
	3 諸 収 入	15,270
歳 入 合 計		19,853

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 支 出		19,853 <sup>千円</sup>
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	15,458
	2 業 務 勘 定 支 出	4,389
	3 予 備 費	6
歳 出 合 計		19,853

## 令和6年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和6年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		155,343 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	342
	2 繰越金	154,001
	3 諸収入	1,000
歳入合計		155,343

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		155,343 <sup>千円</sup>
	1 貸付金勘定支出	154,000
	2 業務勘定支出	343
	3 予備費	1,000
歳出合計		155,343

## 令和6年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,345千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		71,345 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	1,341
	2 繰 越 金	54,522
	3 諸 収 入	15,482
歳 入 合 計		71,345

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,345 <sup>千円</sup>
	1 貸付金勘定支出	70,000
	2 業務勘定支出	1,341
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		71,345

## 令和6年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和6年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,901,351千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 7,566,400	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	7,566,400			



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		11,901,351 <sup>千円</sup>
	1 使 用 料	1,699,381
	2 財 産 収 入	425,199
	3 繰 入 金	1,782,539
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	425,832
	6 県 債	7,566,400
歳 入 合 計		11,901,351

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		11,901,351 <sup>千円</sup>
	1 港 湾 総 務 費	127,004
	2 港 湾 管 理 費	1,796,288
	3 港 湾 振 興 費	53,399
	4 港 湾 建 設 費	6,665,200
	5 公 債 費	3,257,460
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		11,901,351

## 令和6年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,507,501千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 877,000	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
土地区画整理関連事業	11,596,600			
計	12,473,600			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		23,507,501 <sup>千円</sup>
	1 使用料及び手数料	10
	2 国庫支出金	18,755
	3 負担金	203,000
	4 財産収入	6,025,755
	5 繰入金	2,749,000
	6 繰越金	1,500,532
	7 諸収入	536,849
	8 県債	12,473,600
歳 入 合 計		23,507,501

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		23,507,501 <sup>千円</sup>
	1 T X 沿線開発事業費	17,744,254
	2 島名・福田坪開発事業費	1,788,952
	3 上河原崎・中西開発事業費	3,933,811
	4 阿見・吉原開発事業費	40,484
歳 出 合 計		23,507,501

# 令和6年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## 1 中央病院事業

### (1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

### (2) 患者数

入院	1日平均	387人	年間	141,352人
外来	1日平均	975人	年間	236,850人

## 2 こころの医療センター事業

### (1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数276床)
-------	------------------

### (2) 患者数

入院	1日平均	220人	年間	80,215人
外来	1日平均	299人	年間	72,657人

## 3 こども病院事業

### (1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

### (2) 患者数

入院	1日平均	104人	年間	37,795人
外来	1日平均	213人	年間	51,764人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 本庁事業収益	123,200千円
第1項 医療外収益	123,200千円
第2款 中央病院事業収益	21,599,586千円
第1項 医療収益	18,428,013千円
第2項 医療外収益	3,161,573千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,178,635千円
第1項 医療収益	3,138,382千円
第2項 医療外収益	1,039,253千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,344,793千円
第1項 医療収益	52,822千円
第2項 医療外収益	1,290,971千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	123,200千円
第1項 医療費用	123,195千円
第2項 医療外費用	5千円
第2款 中央病院事業費用	21,570,365千円
第1項 医療費用	21,348,858千円
第2項 医療外費用	201,507千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター 事業費用	4,132,713千円
第1項 医療費用	4,052,989千円
第2項 医療外費用	72,724千円
第3項 特別損失	6,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,317,281千円
第1項 医療費用	1,249,840千円
第2項 医療外費用	65,441千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,049,546千円は、過年度分損益勘定留保資金425,807千円及び当年度分損益勘定留保資金623,739千円で補てんする。)

収 入

第1款 中央病院資本的収入	1,495,116千円
第1項 企業債	1,010,800千円
第2項 負担金	474,316千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	198,538千円
第1項 企業債	95,600千円
第2項 負担金	102,938千円
第3款 こども病院資本的収入	600,304千円
第1項 企業債	301,000千円
第2項 負担金	267,624千円
第3項 国庫補助金	31,680千円

支 出

第1款 中央病院資本的支出	2,234,581千円
第1項 建設改良費	1,362,438千円
第2項 償還金	872,143千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	308,538千円
第1項 建設改良費	102,483千円
第2項 償還金	205,875千円
第3項 投資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	800,385千円
第1項 建設改良費	332,763千円
第2項 償還金	467,622千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 1,010,800	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	95,600			
県立こども病院整備事業	301,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 職員給与費等 | 13,540,071千円 |
| (2) 交際費    | 610千円        |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品	4,218,973千円
燃料	82,457千円
計	4,301,430千円

## 2 こころの医療センター事業

薬 品	139,957千円
診 療 材 料	37,994千円
燃 料	943千円
計	178,894千円

# 令和6年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	33市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	145,128,975m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	397,614m <sup>3</sup>
(4) 建設改良費	
県南西広域水道事業	7,843,366千円
鹿行広域水道事業	2,245,213千円
県中央広域水道事業	2,199,062千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	20,095,897千円
第1項 営業収益	17,855,949千円
第2項 営業外収益	2,238,926千円
第3項 特別利益	1,022千円
支 出	
第1款 事業費用	19,686,584千円
第1項 営業費用	18,586,584千円
第2項 営業外費用	1,086,578千円
第3項 特別損失	1,422千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,763,742千円は、過年度分損益勘定留保資金8,364,789千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額398,953千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	6,448,596千円
第1項 国庫補助金	1,391,367千円
第2項 企業債	2,079,100千円
第3項 出資金	2,489,000千円
第4項 負担金	314,565千円
第5項 他会計補助金	109,983千円
第6項 長期借入金	64,581千円



支 出

第1款 資本的支出	15,212,338千円
第1項 建設改良費	12,287,641千円
第2項 資産購入費	30,197千円
第3項 償還金	2,840,688千円
第4項 補助金返還金	53,812千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和7年度	5,120,133 千円
県南西広域水道建設事業工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	6,293,727
県中央広域水道建設事業工事請負契約	令和7年度	619,190
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和7年度	117,040
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和7年度	35,860
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和7年度	5,980

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	2,079,100 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,056,361千円

(2) 交 際 費 477千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、229,703千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

# 令和6年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	247事業所
(2) 年間総給水量	329,816,515m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	903,607m <sup>3</sup>
(4) 建設改良費	
那珂川工業用水道事業	318,828千円
鹿島工業用水道事業	3,336,166千円
県南西広域工業用水道事業	4,247,900千円
県央広域工業用水道事業	3,166,377千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	13,619,228千円
第1項 営業収益	12,330,663千円
第2項 営業外収益	1,288,565千円

支 出

第1款 事業費用	12,224,314千円
第1項 営業費用	11,643,493千円
第2項 営業外費用	570,321千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,891,374千円は、過年度分損益勘定留保資金5,391,895千円、当年度分消費税等資本的収支調整額314,128千円及び建設改良積立金185,351千円で補てんする。)

収 入

第1款 資本的収入	6,822,537千円
第1項 国庫補助金	416,000千円
第2項 企業債	6,023,000千円
第3項 負担金	383,537千円

支 出

第1款 資本的支出	12,713,911千円
第1項 建設改良費	11,069,271千円
第2項 資産購入費	2,084千円
第3項 償還金	1,572,622千円
第4項 補助金返還金	69,861千円

第5項 基金積立金

73千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
那珂川工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	1,000,000 <sup>千円</sup>
鹿島工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	1,957,069
県央広域工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	2,000,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道事業	6,023,000 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 679,180千円

(2) 交 際 費 295千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、49,771千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

## 令和6年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

坂東山地区土地造成事業

土地造成費 6,494,800千円

ひたちなか地区  
土地造成事業

土地造成費 8,755,900千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 53,050千円

第1項 営業収益 52,995千円

第2項 営業外収益 55千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 810,748千円

第1項 営業費用 44,941千円

第2項 営業外費用 763,407千円

第3項 特別損失 400千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 15,250,700千円

第1項 企業債 14,733,700千円

第2項 受託工事収入 517,000千円

支 出

第1款 土地造成事業資本的支出 15,250,700千円

第1項 土地造成費 15,250,700千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	千円 14,733,700	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、22,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 36,110千円

(2) 交際費 13千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	
1 取得する資産	土地	工業団地用地 (ひたちなか市新光町)	361,010㎡	
2 処分する資産	土地	工業団地 (ひたちなか市新光町)	219,000㎡	処分の態様 売払い

## 令和6年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	44,289,377m <sup>3</sup>
(2) 1日平均処理水量	121,341m <sup>3</sup>
(3) 処理区域	神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区
(4) 建設改良費	2,101,663千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,488,381千円
第1項 営業収益	2,949,490千円
第2項 営業外収益	538,858千円
第3項 特別利益	33千円
支 出	
第1款 事業費用	3,330,993千円
第1項 営業費用	3,275,968千円
第2項 営業外費用	53,965千円
第3項 特別損失	60千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,016,478千円は、過年度分損益勘定留保資金872,513千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額143,965千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,479,955千円
第1項 国庫補助金	498,844千円
第2項 企業債	935,300千円
第3項 負担金	45,811千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,496,433千円
第1項 建設改良費	2,101,663千円
第2項 資産購入費	62,533千円
第3項 償還金	332,237千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	3,069,692 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
鹿島臨海都市計画 下 水 道 事 業	935,300 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 204,369千円



# 令和6年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	128,633,000m <sup>3</sup>
(2) 1日平均処理水量	352,419m <sup>3</sup>
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	3,602,654千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,570,662千円
第1項 営業収益	9,766,073千円
第2項 営業外収益	7,708,102千円
第3項 特別利益	96,487千円
支 出	
第1款 事業費用	17,558,141千円
第1項 営業費用	17,084,553千円
第2項 営業外費用	421,616千円
第3項 特別損失	47,972千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,524,507千円は、過年度分損益勘定留保資金1,302,911千円、当年度分損益勘定留保資金154,810千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額66,786千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,504,207千円
第1項 国庫補助金	2,008,327千円
第2項 企業債	1,689,647千円
第3項 負担金	728,443千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	52千円
第6項 その他補助金	77,658千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,028,714千円
第1項 建設改良費	3,602,654千円

第2項 資産購入費	15,771千円
第3項 償還金	2,410,253千円
第4項 基金積立金	36千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	778,320 <sup>千円</sup>
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	1,409,100
那珂久慈流域下水道工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	4,022,920
霞ヶ浦水郷流域下水道工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	480,600
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	令 和 7 年 度	53,620

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業	1,689,647 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 528,652千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,387,631千円である。